

茨城県新分野進出等支援融資のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中にあっても、新たな事業分野への進出や事業・業態の転換、事業規模の拡大、海外への事業展開に意欲的に挑戦する中小企業者の資金繰りを支援します。

融資の概要

<融資対象者>

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの事業計画を策定して実行する者

- (1) 新分野進出（日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組）に関する事業計画
- (2) 事業転換（現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組）に関する事業計画
- (3) 業態転換（商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組）に関する事業計画
- (4) 事業拡大（新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組）に関する事業計画
- (5) 海外展開（商品、サービス等の輸出又は海外直接投資の取組）に関する事業計画※1

※1 県内事業所の規模縮小及び従業員減少を伴わないもの

<融資条件>

資金の区分	設備資金		運転資金
融資限度額	1億円		3,000万円
融資期間（据置期間）	10年以内（2年以内）		5年以内（1年以内）
融資利率	信用保証	融資期間	融資利率（年利）
	信用保証付き	3年以内	1.3%
		3年超 5年以内	1.4%
		5年超 7年以内	1.5%
		7年超 10年以内	1.6%
	信用保証なし	3年以内	1.8%
		3年超 5年以内	1.9%
		5年超 7年以内	2.0%
		7年超 10年以内	2.1%
利子補給	3年間10/10補給※2		
信用保証料率	信用保証を付す場合は0.45%～1.90%※3		
信用保証料の補助	1/2補助※2		
資金用途	事業計画の実施に必要な資金※4		

※2 次に該当する場合は、利子補給及び信用保証料補助の対象外となります。

- ・過去に新分野進出等支援融資で借り入れた資金の返済のためにこの融資を利用する場合
- ・小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）を利用する場合

※3 茨城県信用保証協会において上記の信用保証料率から10%割引をします。

※4 融資対象者の要件を満たせば、経営力向上計画、経営革新計画若しくは先端設備等導入計画又は国等の補助事業の事業計画の自己資金分に利用可能

利用イメージ

(1) 新分野進出

建設業（木造建築工事業）

→古民家を購入して飲食店に改装し、地元食材を利用した日本料理店を開店

運輸業（タクシー事業）

→新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、宅配サービスを開始

(2) 事業転換

小売業（ガソリンスタンド）

→エコカーの普及により需要が減少したため、洗車専門店に事業を転換

製造業（測定器製造業）

→脱炭素社会を見据えて風力発電設備の部品製造に事業を転換

(3) 業態転換

小売業（衣料品販売業）

→衣料品の店舗販売からサブスクリプション形式でのサービス提供に転換

製造業（陶磁器製造）

→店頭販売の売上が減少したため、ECサイト（オンライン上）での販売を開始

(4) 事業拡大

製造業（金属プレス製品製造）

→生産シミュレータを導入して多品種小ロットの生産性を向上

飲食業（レストラン経営）

→A I やビッグデータを活用した来店予測を実施

(5) 海外展開

製造業（酒類製造業）

→海外に販路を拡大するため、現地コーディネーターに委託して営業を展開

飲食業（すし店経営）

→海外の健康志向の高まりを受け、アジアに出店

融資の申込

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。

取扱期間

令和3年3月31日融資実行分まで ※ただし、予算の上限に達し次第終了

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ

茨城県水戸市笠原町978番6

T E L 029-301-3530

令和3年3月作成